

## 六角橋地域ケアプラザ（仮称）の整備について

### 1 主旨

土地所有者が、神奈川区六角橋に建設する建物を、本市が賃借する方式で地域ケアプラザを整備し、区が選定した指定管理者が運営します。今回の整備方法は、本市として、初めて採用する手法です。

### 2 整備の必要性及び緊急性

- (1) 六角橋地区周辺は、区内唯一の未整備地区で、地区内に整備に適した市有地が全く存在しない等の理由から整備が遅れていました。(区内7地区のうち6か所は整備済み)
- (2) 六角橋地区周辺は、区内でも最も高齢化が進んだ地域であるとともに、地区からも強い要望が出されています。

### 3 整備用地、建物概要及び賃借条件

- (1) 整備用地  
神奈川区六角橋三丁目555番の一部（約400㎡の私有地）
- (2) 建物概要  
鉄筋コンクリート造、単館一部3階建て、延べ床面積約600㎡  
(土地所有者が、平成22年秋に建設工事に着手し、23年度下半期しゅん工予定)
- (3) 賃借料  
1,995,000円/月（修繕費、消費税を含む）

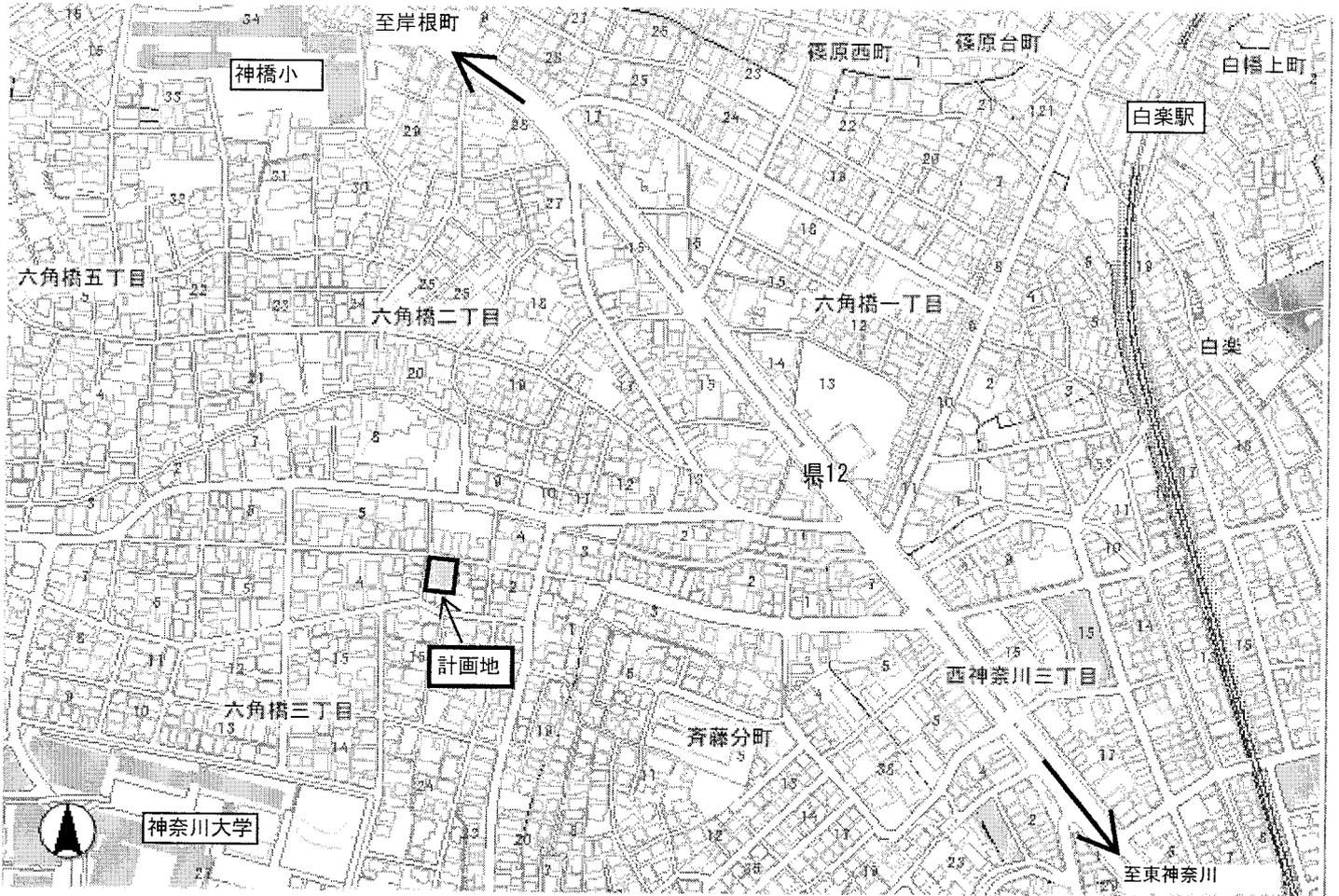
### 4 スケジュール（予定）

- 平成22年6月 土地所有者と確認書を取り交す  
9月 地域ケアプラザ条例改正を市会に上程  
平成23年5月 指定管理者指定議案を市会に上程  
下半期 しゅん工後に賃貸借契約締結、1か月の準備期間を経て開所

### 5 裏面資料

- (1) 案内図
- (2) 位置図

# 案内図



# 位置図

